

岩手県告示第 116 号

中小企業等協同組合の健全性の基準等を定める規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 20 年 2 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

中小企業等協同組合の健全性の基準等を定める規程の一部を改正する告示

中小企業等協同組合の健全性の基準等を定める規程（平成 19 年岩手県告示第 650 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号。以下「法」という。）第58条の 4 並びに中小企業等協同組合法施行規則（平成19年内閣府、財務省、厚生労働省、<u>農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号</u>。以下「規則」という。）<u>第118条第 1 項第 2 号、第119条第 5 項及び第 6 項、第123条、第124条、第166条第 2 項及び第 3 項</u>の規定により、中小企業等協同組合の健全性の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(健全性の基準等)</p> <p>第 2 条 知事が所管する中小企業等協同組合（法第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。）に関して、法及び規則に基づき、行政庁が定めることとされている事項については、<u>中小企業等協同組合法施行規程（平成19年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）</u>を準用する。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号。以下「法」という。）第58条の 4 並びに中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、<u>農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号</u>。以下「規則」という。）<u>第144条第 1 項第 2 号、第145条第 4 項及び第 5 項、第149条、第150条、第192条第 2 項及び第 3 項</u>の規定により、中小企業等協同組合の健全性の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(健全性の基準等)</p> <p>第 2 条 知事が所管する中小企業等協同組合（法第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。）に関して、法及び規則に基づき、行政庁が定めることとされている事項については、<u>中小企業等協同組合法施行規程（平成20年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）</u>を準用する。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この告示は、平成 20 年 2 月 29 日から施行する。